



社会的取組の状況

(1) RDF貯蔵槽爆発事故以降の安全性の確保

●事故の発生と再開までの経緯

平成15年8月、三重県が設置運営する三重ごみ固体燃料発電所において、RDF貯蔵槽の爆発事故が発生しました。

事故後、事故の原因究明を行うために設置された専門委員会による最終調査報告書や、関係各省庁の調査報告書等とともに再発防止策を講じ、安全運転のためのマニュアルを整備して試運転を実施したうえで、長期に安全・安定運転できることを確認し、平成16年9月に運転を再開しました。

●安全性を確保した新RDF貯蔵施設の建設

再開以降、貯蔵施設のない状態でRDF製造施設からの搬入量を調整しながら万全の注意を払って運転してきました。しかし、発電所をより安全・安定に運転していくためには、年間を通してRDFを安定的に処理することが必要であることから、新たな貯蔵施設の建設について、安全性の確保に十分配慮し、関係機関との協議や、三重ごみ固体燃料発電所安全管理会議で検討を重ねてきました。そして、平成17年11月、国等の報告書や法令改正等に示された基準に適合する新たなRDF貯蔵施設の建設に着手し、平成18年8月に完成しました。

新たな貯蔵施設は、通気性が確保できるピット方式とし、安全対策として温度測定装置やガス濃度測

定装置を整備しています。RDF貯蔵時は、常に温度・水分・ガス測定等の保管管理を行うことにより、安全性を確保できるようになっています。

また、新たな貯蔵施設の運用開始に先立ち、平成18年7月から30日間の安全性実証実験を行い、RDF温度や可燃性ガス濃度が管理基準の範囲内で保管できることを確認しました。この結果は、関係機関や三重ごみ固体燃料発電所安全管理会議に報告して学識者等に検証いただき、8月29日から貯蔵施設の運用を開始しました。

今後も引き続き安全・安定な運転に努めています。



新RDF貯蔵施設(桑名市)

(2) フェロシルト問題への対応

平成17年6月～7月、県の認定リサイクル製品であった「フェロシルト」の施工現場で、土壤環境基準を超える重金属類（六価クロム等）が県の調査で検出されました。生産者の石原産業（株）は、平成17年4月にフェロシルトの生産・販売を中止、6月には製品認定の取り下げ願いを提出し、フェロシルトを自主的に撤去することを県に報告していましたが、その後の県の調査で、フェロシルトが六価クロム等の汚染原因であること、及び石原産業（株）が虚偽の申請を行い、不正に認定を受けていたことが判明し、平成17年11月、県は、石原産業（株）及び関係者を廃棄物処理法

違反で刑事告発しました。

「フェロシルト問題」を契機として、県では、認定手続きにおける不正行為の再発防止とリサイクル製品の品質及び安全性の確保を図るため、リサイクル製品の認定制度の見直し検討を進め、平成18年3月23日、三重県リサイクル製品利用推進条例等を改正しました。また、フェロシルト以外の既認定製品の安全性を再確認するため、平成17年11月～平成18年5月に、生産現場等の立入検査及び製品サンプルの採取・分析を行い、認定基準に適合していることを公表しました。

今後は、見直しを行った内容に従い、リサイクル製品の認定制度を的確に運営し、安心・安全なりサイクル製品が普及するよう努めてまいります。また、フェロシルトについても、県に提出された回収計画にもとづき、早急な撤去が進めるよう、引き続き石原産業（株）

を指導してまいります。

フェロシルト問題に関する県のホームページURL:
三重の環境と森林 <http://www.eco.pref.mie.jp/>
の「トピックス」からジャンプします。

(3) 産業廃棄物不適正処理事案に関する安全性確認調査

三重県内で過去に発生した産業廃棄物不適正処理事案のうち、大量かつ長期間、無管理状態で放置された11箇所について、平成16年度からの3年間で「安全性確認調査」を実施しています。

調査の結果、周辺の生活環境に差し迫った支障が確認されなかった箇所については、水質調査を継続して実施するとともに、一部については地元市町と協働して廃棄物を撤去するなど環境の回復に努めています。

また、生活環境保全上の支障が認められた箇所については、原因者に対し、法的措置（措置命令）を含め、支障の除去措置を講じるよう求めていますが、原

因者が措置を講じられない場合は、必要に応じ、国の支援も得ながら、行政代執行による支障の除去を行います。



安全性確認調査専門会議

(4) その他の安全性への配慮

①汚染・災害予防

災害・事故などによる環境汚染の未然防止も重要な環境配慮と考え、有害物質の保管管理や緊急事態の発生に対応するための訓練を行っています。PCB（ポリ塩化ビフェニル）使用機器について適切に管理するとともに、災害・事故等の緊急事態における環境汚染の未然防止及び発生時の適切な対応措置ができるように、庁舎ごとにその対応手順をシステム化し、監視測定や訓練を実施しています。



PCB保管庫表示（総務局管財室）

②PCBの保管と管理

高圧変圧器、高圧コンデンサ、低圧コンデンサ及び蛍光灯安定器などのPCB使用機器については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する「特別管理産業廃棄物保管基準」並びに「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に従い、厳重に保管し、毎年その状況を知事に届出しています。また、PCB保管基準の遵守状況を6ヶ月に1回（地震等による災害発生時にはその都度）、監視測定し、PCBの飛散・流出の未然防止に努めています。

保管管理者	保管量等
総務局管財室	高圧変圧器等内（総充填量 5.451kℓ） 電灯用安定器 1,387台 20kVA高圧コンデンサ 1台 30kVA高圧コンデンサ 1台 50kVA高圧コンデンサ 1台
県土整備部保全災害室	電灯用安定器 422台
君ヶ野ダム管理所	高圧コンデンサ（総重量27.2kg）
紀南県民局保健福祉部	30kVA高圧コンデンサ 1台
科学技術振興センター水産研究部	高圧変圧器 2台
企 業 庁	コンデンサ（高圧・低圧）66台、 変圧器（高圧・低圧）7台、電灯用安定器50台

注:上記の組織名称は平成17年度のものです。平成18年度は、組織機構改革に伴い組織及び名称を変更しています。（p.34組織変更のポイント参照）



③アスペスト対策

県有施設等において、吹付けアスペストに関する実態調査を実施するとともに、アスペストを使用する施設については、除去あるいは囲い込み等の措置を実施しています。また、平成17年度末時点で除去等の措置が実施されていない施設について、除去を行うまでの間、適切な維持管理を実施するとともに、今後順次除去工事等を実施します。

●主なアスペスト対策実施状況(平成18年3月31日現在)

	総施設数	吹付けアスペスト使用施設 ^{*1}	除去、囲い込み等の措置済み	措置状態ないもの
県有施設	343施設	12施設	7施設	5施設
学校及び社会教育施設等	147施設	11施設	0施設	11施設 ^{*2}
企業庁が管理する施設	119施設235棟	4施設5棟	3施設4棟	1施設1棟

*1:アスペスト含有ロックウール使用施設、アスペスト含有吹付け材使用施設を含む。

*2:飛散によるばく露のおそれなし

④リスクコミュニケーション

事故防止策について職員全員、県民・事業者などの全ての人が情報を共有し、相互に意思疎通を図る仕組みづくりを構築していくために、リスクコミュニケーションに取り組んでいます。情報が広く共有されることで技術的な知見が蓄積されることなど、有効なリスク管理の方策を講じることが可能となり、県民の安全・安心の確保を図ることができます。

◆火災及び油流出事故への備え

三重県では、火災及び油流出事故の緊急事態に対して適切な対応処置ができるように対応手順をシステム化し、その訓練を年1回以上行っています。



重油流出防止訓練(熊野庁舎) 重油流出防止訓練(尾鷲庁舎) 防火訓練(南勢家畜保健衛生所)

◆ECDガスクロマトグラフ機器放射線源事故への備え

四日市食肉衛生検査所及び松阪食肉衛生検査所においては、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づく放射線障害予防規定により、ECD(エレクトロンキャプチャーディテクタ)ガスクロマトグラフ機器の放射線被曝事故の緊急事態に対して適切な対応処置ができるように、情報伝達の対応手順をシステム化しています。

◆病原微生物に関する安全性の確保

科学技術振興センター保健環境研究部には、バイオセーフティルーム(人間にとて危険度の高い微生物を扱う部屋)があります。この部屋は、空気の流れが、室外から室内へ向かう構造となっており、排気する際は、2重のヘパフィルター(超高性能フィルター)を通過させたうえ、燃焼しています。このように使用にあたっては微生物が室外に漏出することがない構造となっています。さらに、阪神淡路大震災程度の地震にも耐える部分免震構造となっており、仮に地震等の災害が発生しても2重・3重の安全構造により、微生物が外気に排出されることはありません。

(科学技術振興センター保健環境研究部)



バイオセーフティルーム

(5) 安全性への配慮以外の社会的取組

①チーム・マイナス6%への参加

三重県は、地球温暖化防止国民運動「チーム・マイナス6%」に参加しています。三重県では、「チーム・マイナス6%」の活動の一環として、夏の新しいビジネススタイルである「COOL BIZ」に引き続き、暖房に頼り過ぎず、働きやすく暖かく格好良いビジネススタイル「WARM BIZ」を呼びかけています。(環境森林部地球温暖化対策室・環境活動室)



WARM BIZ(ウォームビズ)ポスター

②環境問題に関連する国際協力や連携の推進

三重県では毎年度、環境問題などの解決につながる科学技術分野での国際的な交流を進めています。

平成17年度は、細菌や寄生虫などの感染症の原因究明や対策の研究のためにラオス・タイ国に研究員を派遣した他、ウズベキスタンなど中央アジア4カ国から水質分析の研修のために、中国河南省からは野菜の害虫を天然資材などで被害を軽減する技術の研修のために、それぞれ研究員の受け入れを行いました。



中央アジアからの研修生と

③県職員の社会貢献活動への支援

三重県では、県職員の多様な働き方に応対するため、年次有給休暇の他にボランティア休暇等の特別休暇を設定しています。

●主な特別休暇等の種類と内容

区分	種類	内容
特別休暇	骨髄バンクへの登録、骨髄液の提供	その都度必要な期間
	ボランティア休暇	1暦年5日以内
	男性職員の育児参加	妻の産前・産後各8週間(多胎は産前14週間)の期間に5日以内
育児時間		1日2回各45分(生後1年6月以内)
介護休暇	配偶者等の介護(無給)	介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の範囲内の必要な期間

④三重県職員倫理憲章の策定

県民のみなさんと行政(県職員)とのパートナーシップ構築のためには、県民のみなさんにより積極的に県政に参加していただけるよう、職員に対する信頼を獲得する必要があります。この目的の実現に向けて、より一層信頼される三重県職員としての倫理を確保するため、平成14年4月に「三重県職員倫理憲章」を定めました。その中で、職員の心構えとして、次の三点を定めています。

ア 職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、不当な差別的取扱いをすることなく、常に公正な職務の執行に努めます。

イ 常に公私の別を明らかにして行動し、職務又はその地位を私的な利益のために用いません。

ウ 勤務時間外においても、自らの行動が公務への信用に与える影響を自覚し、県民のみなさんからの信頼の確保に努めます。

また、三重県職員倫理憲章の考え方の具体的な行動指針として、利害関係を有する者や私的な関係に基づく行為における留意事項などを定めています。

詳しくは、三重県職員倫理憲章及び指針に関する県のホームページ URL:<http://www.pref.mie.jp/jinzai/plan/shigoto/jinzai/system/rinri.htm>をご覧ください。

TOPICS

～日本環境経営大賞～

「日本環境経営大賞」は、「持続可能な社会の構築」を目指し、「環境経営の発展」、さらには「環境文化の創造」を目的として、全国の企業(事業所)、NPO、学校などのあらゆる組織体の環境経営取組の中から、優れた成果をあげているものを表彰する制度です。

第4回目となる平成17年度は、制度をリニューアルし、全国から214件の応募をいただきました。その中でも特に優れていた20者を表彰しました。(環境森林部環境経営室)



表彰式(津市)

注:上記の組織名称は平成17年度のものです。平成18年度は、組織機構改革に伴い組織及び名称を変更しています。(p.34組織変更のポイント参照)